

空き家リノベーションまちづくり事業

改正のお知らせ

◆空き家リノベーションまちづくり事業の補助制度が、令和6年7月1日より改正となりました。

(1) 改正の経緯

春日部市空き家リノベーションまちづくり事業は、個人が空き家をリノベーションする場合に、空き家の利活用を促進し、市内への定住促進及び地域経済の活性化を図るため補助金等を交付するもので、平成31年4月から実施していますが、空き家等の発生を抑制し、地域環境の向上を図るため、老朽化した空き家の除却に対する補助制度の追加創設します。

また、補助額の配分バランスを改善するため、併せてリノベーション補助金の額の見直しを行うものです。

(2) 改正内容

◇ 管理不全空き家の増加抑制のため、老朽空き家の除去に対する補助金を追加する。

【補助対象者】 空き家の所有者（法人不可）またはその相続人

【対象空き家の主な要件】

- ・市から建物の適正な維持管理に関する文書の送付を受けた
- ・市が定める「外観目視による不良度判定基準」の点数が一定以上ある

【経費】 除却にかかる費用の2分の1

【補助金】 最大25万円

（ベース補助金上限 20万円 市内業者の場合＋5万円）

◇空き家リノベーション補助金

- ・空き家バンク建替え支援型補助金の補助金額の減額をする
（最大60万円から40万円に引き下げ）。
- ・空き家バンク登録外住宅改修支援型補助金、空き家バンク登録外店舗改修支援型補助金の補助金額の減額をする
（最大30万円から20万円に引き下げ）。

◇ 春日部市定住促進事業加算金（上乗せ助成 最大60万円）を廃止

空き家リノベーション補助金 改正内容		
	現 行	改正後
老朽空き家除却補助金 補助ベース金額上限 市内業者を利用 プラス	—	新設 最大 25 万円 20 万円 5 万円
・空き家バンク登録 補助ベース金額 居住誘導区域内 プラス 市内業者を利用 プラス	最大 60 万円 20 万円 35 万円 5 万円	最大 40 万円 35 万円 0 5 万円
・空き家バンク登録外 (住宅) 補助ベース金額 居住誘導区域内 プラス 市内業者を利用 プラス (店舗) 補助ベース金額 市内業者を利用 プラス	最大 30 万円 10 万円 17 万 5 千円 2 万 5 千円 30 万円 —	最大 20 万円 15 万円 0 5 万円 15 万円 5 万円
・定住促進加算金 (上乗せ助成金)	20 万円 ～60 万円	廃止

②実施時期 令和6年7月1日～

問い合わせ先

春日部市役所住宅政策課

〒344-8577 埼玉県春日部市中央 7-2-1

TEL: 048-736-1111 (内線 3785) 048-796-8159(直通)

E-mail: jutaku@city.kasukabe.lg.jp

HP: <http://www.city.kasukabe.lg.jp/>